

マンガ版「わが家のすこやか日記」作成業務委託仕様書

1 業務名

マンガ版「わが家のすこやか日記」作成業務

2 目的

家庭教育啓発冊子である「わが家のすこやか日記」の過去の作品を漫画にし、HPやSNS等へ掲載したり、冊子を作成し配付したりすることで、学校や地域に発信し、保護者・児童生徒・地域の人が子育てのすばらしさや家族の絆の大切さ等について考えるきっかけにする。

3 委託期間

契約締結日から令和7年11月28日まで

4 経費の上限

1,900,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

5 業務内容

(1) マンガ版「わが家のすこやか日記」の作成

① 漫画家等の選定

- ・漫画家等を複数名は選定することが望ましい。
- ・話題性のある漫画家等（例：作品が漫画雑誌等に掲載されたことのある漫画家）を1名は選定することが望ましい。

② 「わが家のすこやか日記」に掲載された作品の漫画化

- ・「わが家のすこやか日記」に掲載された作品から、9本以上を漫画化すること。（なお、漫画化する作品については、県が指定し、受託者と協議の上決定する。）

(<https://www.pref.okayama.jp/site/16/detail-28196.html>)

- ・漫画のタイトルは、「わが家のすこやか日記」に掲載された作品と同じにすること。
- ・SNS等での公開を意識したつくりにする。
- ・漫画家等への企画説明、漫画作成から納品までの漫画家との折衝の一切は、受託者が行うこと。
- ・企画提案時に漫画家等との交渉状況を明記すること。（内諾済みかなど）

③ 漫画の修正

- ・成果物については、最終的な納品の前に県の確認を受けることとし、必要に応じて修正を行うこと。

④ 広報の企画案の提案

- ・マンガ版「わが家のすこやか日記」を周知する広報企画案を提案すること。なお、広報に係る経費も全て見積金額書に含めること。
- ・実施に当たっては、県と受託者で協議の上、方法等を決定すること。

(2) 成果物の納品

- ・マンガ版「わが家のすこやか日記」の成果物（デザイン、データ等を含む。以下単に「成果物」という。）は、J P E G形式で納品すること。なお、画像のサイズはA4サイズの印刷物にも使用する可能性があることに留意すること。
- ・成果物のコマ割りのデータも納品すること。また、冊子にするための表紙も作成し、そのデータも納品すること。
- ・マンガ版「わが家のすこやか日記」の作成に要したイラストやテンプレート等の素材は、県の要請に応じてデータにより提供すること。
- ・成果物のうち、少なくとも3作品を10月31日（金）までに納品すること。その他の成果物の納品については、県と受託者が協議の上、決定する。

6 成果物に関する権利の扱い

- (1) 成果物に係る一切の権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）（特許権及び実用新案権（特許又は実用新案を受ける権利を含む。）を除く。）は、県に帰属する。
- (2) 受託者は、案件の遂行前から受託者が保有する著作権、特許権等その他の知的財産権（以下「知的財産権」という。）を成果物に適用した場合には、県に対し、案件を遂行するために必要な範囲内で、成果物及び当該知的財産権を追加費用なく利用することを許諾するものとする。
- (3) 成果物は、県が自由に二次使用できるものとし、成果物の二次使用に対し県にいかなる制限も課さない。
- (4) 業務を実施するに当たり、第三者が権利を保有する素材（タレント等の著名人、キャラクター、音楽等）の活用も可とする。その際には、受託者において、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料、利用料、スケジュール調整、交通手段の確保等、その他付随する業務全般を実施すること。なお、この場合、成果物の一切の使用において、使用期限を設けないこと。

- (5) 成果物納入までに係る一切の費用は、委託料に含まれるものとする。
- (6) 受託者及び受託者が作成を依頼した漫画等の創作者は、成果物については、著作権者人格権を行使しないものとする。(二次著作権を含む)

7 注意事項

- (1) 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。
- (2) 業務内容に係る情報は、県の許可なく本業務以外で使用、複写、譲渡してはならない。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たって、データの漏えい、データの滅失、事故等の予防に十分留意し、業務の信頼性、安全性の確保に努めるなど、セキュリティには万全の配慮をすること。
- (4) 本仕様書は、業務の実施内容について示すものであるが、受託者は、業務の性質上当然実施しなければならないもの、また、この仕様書に記載のない事項であっても、本業務を遂行するため必要な事項は全て実施するとともに、従事者に周知徹底し、業務遂行に当たらなければならない。
- (5) 本業務の再委託を禁止する。ただし、県の承認を得て本業務の一部を委託する場合を除く。

8 特記事項

- (1) 本業務の実施に当たり、この仕様書に記載のない事項については、県と受託者双方で別途協議するものとする。
- (2) 業務内容の詳細については、県と協議して進行すること。
- (3) 業務内容について疑義があるときは、県と協議し指示を受けること。

マンガ版「わが家のすこやか日記」作成業務企画提案内容説明書

1 業 務 名

マンガ版「わが家のすこやか日記」作成業務

2 業務概要及び内容

マンガ版「わが家のすこやか日記」作成業務委託仕様書のとおり

3 企画提案の条件

次の内容を盛り込んだ企画としてまとめて提案すること。

- ① 仕様書 5（1）について、経費の範囲内で可能な話題性のある漫画家を選定し提案すること。
- ② 仕様書 5（1）について、作品の原文に込められた「子育てのすばらしさや家族の絆の大切さ」が伝わるような作品にすること。
- ③ 仕様書 5（1）について、「わが家のすこやか日記」に掲載された作品のうち、次の題材における漫画案（イメージカット）を提案すること。なお、サイズはA 4 用紙 1 枚とする。ページ数・コマ割については指定しない。

題材：「ママのまほう」

【作品】

ぼくが、わるいことをするといつもママはかいじゅうにへんしんします。こわいかおをして「もう、いかげんにせられえ。」とひをふきます。ママが、かいじゅうになるとぼくは、はんせいします。だけど、ときどきぼくがさみしいときくやしいときかなしいときはそばにきてムギューとしてくれます。ムギューしてもらおうとホッとしてなんでもがんばれるきもちになります。ムギューは、ぼくにパワーをくれるまほうのくすりです。ママ、いいこになるから、ずっとムギューしてね。

【参考】

平成 2 4 年度「わが家のすこやか日記」の幼児・児童・生徒の部で入賞した作品

- ④ 仕様書 5（1）において、県が成果物を活用した啓発活動を実施する際の広報の企画案を提案すること。その際、おかやま教育の日（1 1 月 1 日）や岡山県家庭教育応援の日（11 月第 3 日曜日）を意識したものとする。

4 提出書類

（1）企画提案書（様式第 4 号） 1 部

（2）企画提案の内容を説明するための資料 6 部

- ・様式は定めないが A 4（横書き）左綴りとする。
- ・3 の条件を踏まえ、趣旨、コンセプト等を含み、漫画の企画案を記載すること。

（3）業務の実施体制に関する資料（様式任意）6 部

- ・本業務の制作責任者、各業務の責任者、担当者を記載した体制図及び業

務を遂行するためのスケジュールを作成すること。

- (4) 企業等の概要（様式任意） 6 部
・既存のパンフレット等でも可。
- (5) 本業務類似事業に係る資料（過去 5 年程度） 6 部
・主な実績について、その内容や成果物等が分かる資料を添付すること。
- (6) 見積書（様式任意） 1 部
・積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。
・本業務に係る交通費、通信運搬費、事務経費その他の必要と見込まれる経費は全て計上すること。
※見積書には会社名、代表者の職、代表者名を明記の上、代表者印を押印すること。

5 提案書等の評価基準

評 価 項 目		配 点
企 画 提 案 書	1 漫画家の選定は、企画提案の条件を踏まえたものとなっているか。 ・話題性のある漫画家等を選定しているか。	3 0
	2 漫画は、企画提案の条件を踏まえたものになっているか ・子育てのすばらしさや家族の絆の大切さが伝わるような作品になっているか。	3 0
	3 効果的な広報の企画案の提案内容となっているか。	2 0
	4 本業務の実施体制等が十分かつ信頼性の高いものとなっているか。 ・信頼性の高い実施体制となっているか。 ・業務を遂行するための適切なスケジュールが組まれているか。	1 0
	5 本業務と類似の事業の実績はあるか。	5
見 積 書	6 経費見積書の内容は妥当であるか。	5
合 計		1 0 0